

## 【表紙】

【提出書類】	臨時報告書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成28年7月1日
【会社名】	株式会社パイオラックス
【英訳名】	PIOLAX, INC.
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 島津 幸彦
【本店の所在の場所】	横浜市保土ヶ谷区岩井町51番地
【電話番号】	045（731）1211
【事務連絡者氏名】	経営管理部主管兼総務チームマネージャー 松岡 洋信
【最寄りの連絡場所】	横浜市保土ヶ谷区岩井町51番地
【電話番号】	045（731）1211
【事務連絡者氏名】	経営管理部主管兼総務チームマネージャー 松岡 洋信
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号)

## 1【提出理由】

平成28年6月28日開催の当社第100回定時株主総会において、決議事項が決議されましたので、金融商品取引法第24条の5第4項および企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づき、本臨時報告書を提出するものであります。

## 2【報告内容】

(1) 当該株主総会が開催された年月日  
平成28年6月28日

(2) 当該決議事項の内容

第1号議案 剰余金の処分の件

① 期末配当に関する事項

当社普通株式1株につき金45円00銭

② その他の剰余金の処分に関する事項

(イ) 増加する剰余金の項目およびその額

別途積立金 3,200,000,000円

(ロ) 減少する剰余金の項目およびその額

繰越利益剰余金 3,200,000,000円

第2号議案 定款一部変更の件

(1) 取締役会の監督機能の強化によるコーポレート・ガバナンスの充実の観点から、監査等委員会設置会社へ移行することに伴う規定の新設ならびに監査役および監査役会に関する規定の削除

(2) 会社法の改正に伴い、責任限定契約を締結することができる取締役等の範囲が変更されたことに伴う変更

(3) 買収防衛策の非継続に伴う変更

(4) その他、上記の各変更に伴う字句の修正等の所要の変更

第3号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）4名選任の件

取締役として、加藤一彦、島津幸彦、永峯道男および佐藤精一を選任するものであります。

第4号議案 監査等委員である取締役3名選任の件

監査等委員である取締役として、長村由紀夫、今西浩之および浅野謙一を選任するものであります。

第5号議案 補欠の監査等委員である取締役1名選任の件

補欠の監査等委員である取締役として、會澤安生を選任するものであります。

第6号議案 取締役（監査等委員であるものを除く。）の報酬等の額決定の件

監査等委員会設置会社へ移行した後の取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬等の額を年額250百万円以内とする。なお、この報酬等には、使用人兼務取締役の使用人分の給与は含まないものとするものであります。

第7号議案 監査等委員である取締役の報酬等の額決定の件

監査等委員会設置会社へ移行した後の監査等委員である取締役の報酬等の額を年額50百万円以内とするものであります。

(3) 当該決議事項に対する賛成、反対および棄権の意思表示に係る議決権の数、当該決議事項が可決されるための要件ならびに当該決議の結果

決議事項	賛成 (個)	反対 (個)	棄権 (個)	可決要件	決議の結果および賛成割合 (%)
第1号議案	98,797	7,232	0	(注) 1	可決 (93.17)
第2号議案	105,292	737	0	(注) 2	可決 (99.30)
第3号議案					
加藤 一彦	103,906	2,123	0	(注) 3	可決 (97.99)
島津 幸彦	104,136	1,893	0	(注) 3	可決 (98.21)
永峯 道男	105,457	572	0	(注) 3	可決 (99.46)
佐藤 精一	105,470	559	0	(注) 3	可決 (99.47)
第4号議案					
長村 由紀夫	105,654	375	0	(注) 3	可決 (99.64)
今西 浩之	104,495	1,534	0	(注) 3	可決 (98.55)
浅野 謙一	105,925	104	0	(注) 3	可決 (99.90)
第5号議案					
會澤 安生	101,677	4,352	0	(注) 3	可決 (95.89)
第6号議案	105,992	37	0	(注) 1	可決 (99.96)
第7号議案	105,882	147	0	(注) 1	可決 (99.86)

(注) 1. 出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数の賛成であります。

2. 議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主の出席および出席した当該株主の議決権の3分の2以上の賛成であります。

3. 議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主の出席および出席した当該株主の議決権の過半数の賛成であります。

(4) 議決権の数に株主総会に出席した株主の議決権の数の一部を加算しなかった理由

本株主総会前日までの事前行使分および当日出席の一部の株主から各議案の賛否に関して確認できた議決権の集計により各決議事項が可決されるための要件を満たし、会社法に則って決議が成立したため、本株主総会当日出席の株主のうち、賛成、反対および棄権の確認ができていない一部の議決権の数は加算していません。

以 上